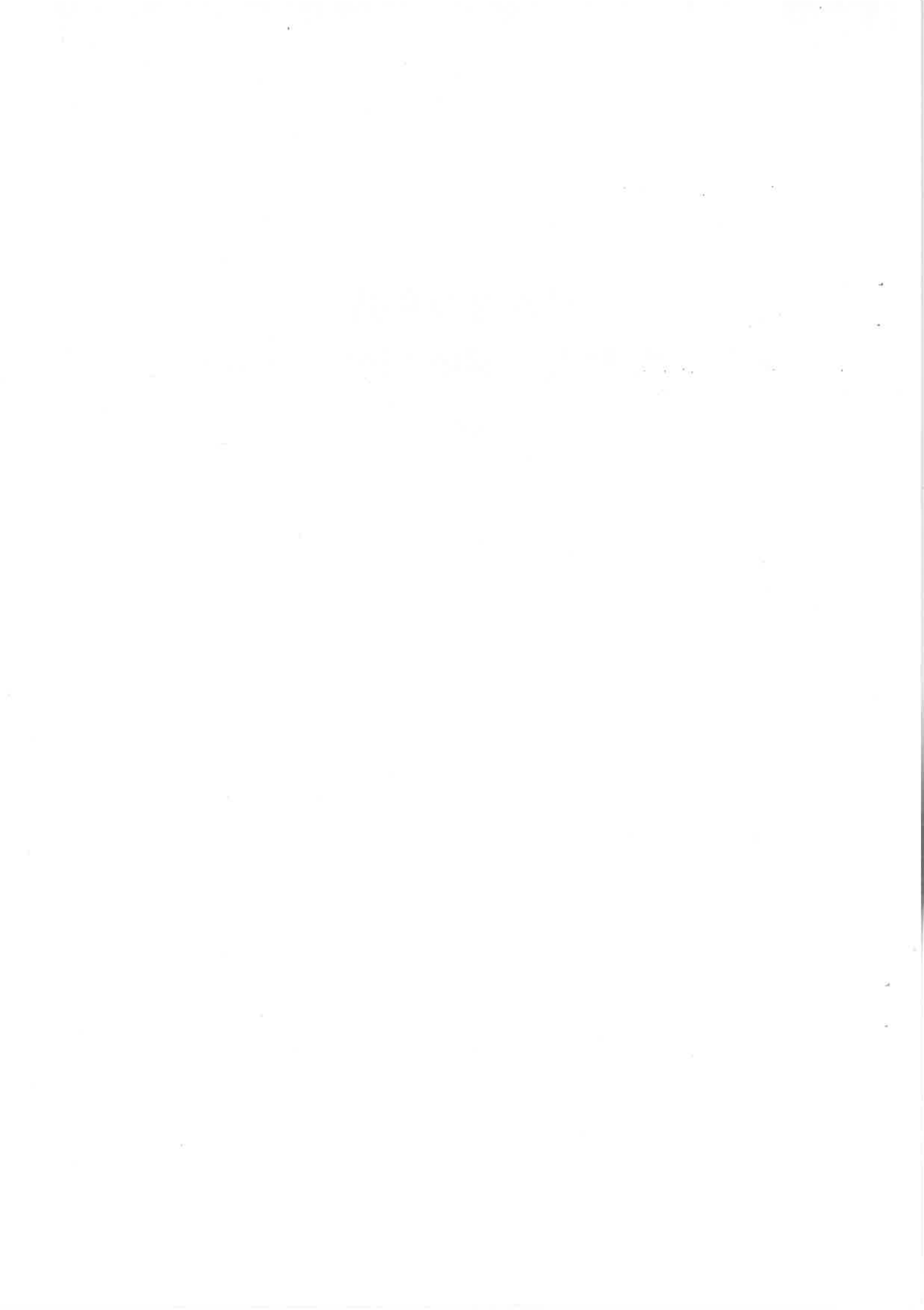


平成29年度
第2回南相馬市環境回復推進委員会
会議録

南相馬市環境回復推進委員会



平成29年度 第2回 南相馬市環境回復推進委員会 会議録

会議の名称	第2回 南相馬市環境回復推進委員会				
開催日時	平成29年8月23日(水) 13時30分開会・15時30分閉会				
開催場所	南相馬市役所4F議員控室				
議長	児玉龍彦				
出席状況 委員 8名 オブザーバー 1名 桜井市長 田林副市長 事務局 7名 環境省 4名 計 22名 凡例 ○ 出席 一 欠席	区分	所属	役職	氏名	出欠
	委員	東京大学	先端科学技術研究センター教授	児玉龍彦	○
		東京大学	大学院農学生命科学研究科教授	塩沢昌	○
		日本原子力研究開発機構	福島研究開発部門 福島環境安全センター長	宮原要	○
		日本原子力学会	福島担当理事	井上正	○
		農業・食品産業技術総合研究機構	本部企画調整部 震災復興研究統括監付 農業環境変動研究センター 環境情報基盤研究領域 主任研究員	万福裕造	○
		南相馬市	復興企画部長	長塚仁一	一
		南相馬市	総務部長	田中稔	○
		南相馬市	市民生活部長	佐藤幸雄	○
		南相馬市	経済部長	渡辺昌徳	○
オブザーバー	東京大学	アイソトープ総合センター助教	杉山暁	○	

1. 開会

2. 市長挨拶

第2回環境回復推進委員会開催に当り、委員の皆様には、現地視察をはじめ、お忙しいところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

おかげさまで20km圏内も含めて一通りの除染が終了しましたが、本日、現地視察していただいたように、一部にまだ局所的に放射線量が高いところがあり、環境省と共にフォローアップにも努力していきたいと考えています。この間、先生方には除染除去土壌の再生利用を含めて、様々な提言をいただき南相馬市の環境回復に尽力いただいていることあらためて御礼申し上げます。

昨年7月12日に小高区の避難指示が解除され、現在2,100名を超える市民が、昼夜小高に住むようになっていきます。これもひとえに小高区民をはじめとする皆様方の努力の

結果だと思っています。今後さらに以前の活況を取り戻すべく、またあらたなチャレンジをすべく南相馬市の再生に努力していきますので、先生方のご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

3. 委員長挨拶

本日の現地視察では、稲作の始まっているところで、直播きで力強く稲が育っているところも見学しました。最近の天候不良が心配されていますが、今日は太陽が久しぶりに戻り、稲の生育が期待され、楽しみにしているところです。

環境回復に当っては、地産地消が大事になって来ると思います。農産物などがおいしくいただける地産地消に戻るためには、農業を踏まえた環境の回復を徹底してやっていき、生産する農家の方とか、実際に農業に役に立つ環境回復に考え方を変えていく。また農業だけではなく林業・漁業にも、さらに教育の現場、商業や工業の場における環境の回復ということをしつかりやっていくということになると思います。

東京の方でも最近エネルギーの大転換ということが言われています。再生エネルギーがコスト面で非常に安くなってきており、太陽光発電などは、一度設置すれば、コスト的に長期的にはペイするようになって来ている。それと軌を一にしているのが自動車大転換という、自動車がガソリン車から電気自動車になるということが進もうとしています。このエネルギー大転換と自動車大転換という2つの大転換が起ころうとしている。

南相馬の環境回復のなかでは、人口の激変があったところでの交通機関をどのように担保していくかということも問題になって来ると思います。電気自動車とか自動運転という時代になった中での交通環境の回復ということもこれからの課題になって来る。そういう意味で、放射線災害からの回復というだけではなく、未来の子供たちが胸をはれる南相馬市の環境というものをどうやって作っていくか、広い観点から議論をしていただけたらと思っています。

今日は、環境省に対する要望・提案を文面化していくという作業も予定していますので、英知を集めて市民のための役に立てるものにしていきたいと思っています。よろしくお願い申し上げます。

4. 環境省出席者の挨拶

(環境省 福島地方環境事務所 浜通り北支所 狩俣支所長)

今回の除染に対しては、昨年7月の避難指示解除、今年3月の面的除染の一通りの終了ということがあり、市長はじめ南相馬市の関係の方々には大変お世話になりました。あらためて御礼申し上げます。除染の方法につきましてもいろいろなご示唆をいただきながら、委員会の先生方には大変お世話になりました。本日、除染を実施した現地を見学していただきましたが、これも先生方のご提案の一部だと思っています。

一方で先日、契約している業者が除染の完了を報告した中に、一部、実は実施していないところまで実施したと報告してしまったということがあり、皆様には大変ご心配をおかけしました。これにつきましては、地元の方々によくご説明し、補完的な工事をし

ているところからです。今後、こういったことが発生しないよう、しっかり管理していきたいと思っています。

また、今後につきましては、これからの工事として必要なものと、少し残っているものとして、解体後に除染をするということにして、まだ終わっていない、あるいは皆様と話し合いがついて除染に掛かれたもの、こういったものが少し残っていますので、このようなものを今年仕上げていく。同時にフォローアップ除染として頑張っていきたいと思っておりますので、先生方には引き続きご指導いただければと思っています。よろしくお願い申し上げます。

5. 出席者の紹介（事務局佐藤課長）

・南相馬市から、
田林副市長

・環境省から

福島地方環境事務所	浜通り北支所	狩俣	茂雄	支所長
福島地方環境事務所	除染対策第一課	千葉	亮輔	専門官
福島地方環境事務所	浜通り北支所	星	浩	課長補佐
福島地方環境事務所	除染対策第一課	村上	周	係員

5. 会期の決定、会議録署名委員・書記の指名

会期：本日1日

会議録署名人：宮原委員、佐藤委員

書記：事務局環境回復推進課 高野主事

6. 議事

6-1. 20km圏内の除染の状況について

・環境省 千葉専門官より、資料1「南相馬市における除染の状況について」に基づいて説明。

（塩沢委員）

・軒下等で、除染後に再度汚染が進んだという説明があったが、それはセシウムが深く入ったホットスポットではないか。水が深く入ったところは深く除去しないと十分な効果がないのではないかとと思われる。

（井上委員）

・14 ページ、宅地で $1\mu\text{Sv/h}$ を超えている箇所が 109 箇所あったというが、高いところ

はどのくらい高く、現在はどのような状況なのか、その後ケアされているのか。

・仮置場の浸出水の放射能濃度で、濃度は問題になる数値ではないとは思いますが、検出されている。これは何か特定できる原因が考えられるのか、それとも測定上のものか、もしこれが有効な数値であるならば、その後の様子をしばらく見る必要があると思う。

(千葉専門官)

・ $1\ \mu\text{Sv/h}$ を超えている箇所は、高いところでは 2.8 や $3.0\ \mu\text{Sv/h}$ もあるが、平均でみると $1.42\ \mu\text{Sv/h}$ であり、109 点のうち 85 点は、 $1.2\ \mu\text{Sv/h}$ 以下。 2.8 とか $3.0\ \mu\text{Sv/h}$ の箇所については、この後のフォローアップ除染の対象となっている。

(狩俣支所長)

・仮置場の浸出水については、基準をセシウム 134 が 60Bq/L 、セシウム 137 が 90Bq/L 以下として放流しているが、水道水の基準 (10Bq/L) を下回っていることから問題視していない。数値が増加する場合には、袋の破れの可能性もあるが、袋から染み出す程度では問題にならないとみており、増加が続くようでない限り問題ないと考えられる。いずれにせよ、長期間、継続してモニタリングしていく。

・また地下水については、ND が連続しているが、汚染されてしまっは取り返しがつかないので、何かあればすぐに対策を講じることとしている。

(塩沢委員)

・ND と書くときは、注釈で検出限界を示した方が良いのではないかと。

(宮原委員)

・4 ページで、森林の空間線量率の低減率が 18% となっているが、本日の視察で見た、宅地の裏の森林のフォローアップ除染ではもっと低減されていた。できればこのような形で広めていただきたい。どういう条件であれば本日見たようなやり方を施すことができるのか、考え方はあるか。

(狩俣支所長)

・森林については、すべて削り取って土を入れるということにすると膨大な費用が掛かるだけでなく、斜面が崩れる恐れがあるので、全面的に採用するわけにいかないが、宅地に対しては非常に強い影響があり、宅地に隣接した森林が線量が高いために宅地の線量が下がりきらないというものについては、本日見たように、原則 5m 、広がりがあるときはそれよりも少し広げた範囲を、宅地と同様に 5cm 削り取り、被覆する。昨年度からの議論を踏まえ、かなり限定してやらざるを得ない。

(万福委員)

・8 ページ、仮置場のところで、環境回復の意味合いで、仮置場から中間貯蔵施設への

運搬計画をすでに作られていると思うので、できれば早い段階で市や町に示していただきたい。

- ・仮置場の環境回復はどう計画されているか。「仮置場の維持管理に関する委員会」という組織があるとも聞いており、そのようなものの情報開示をお願いしたい。
- ・南相馬市は市の除染と、国の除染の 2 つに渡っているので、差異が生じてしまっは、住民目線から言うと、国はここまでしかやってくれない、市はここまでやってくれたというようなことになるので、できればレベルを合わせた環境回復を図るといいと考えている。

(委員長)

- ・この件については、本日は環境省の地方環境事務所にはお出で頂いていますが、ここの話というよりは、全体の課題になると思うので、できれば万福先生を中心にワーキンググループを作って資料を出して検討するということにはどうか。全体の進捗とか土地の買収から施設の建設の状況など今後の課題として、資料を集めて本当のところを市民に説明できるように、環境省の担当の方にも来ていただいて、専門家の英知を集めて検討する場を設置するようにしたらどうかと思う。

(田中委員)

- ・農地除染について、フォローアップ除染をするにしても、耕作されてない農地が大変多く、例えば事前のモニタリングをするにも、あらかじめ草刈りをしないと測定できないなど、農家の皆さんや地権者の方にも、農地をしっかりと管理し、見守っていくという姿勢も必要になっているのではないか。単に国にお願いするだけでは線量の下がり方が少ないとか、予測しない線量の上昇があっても、原因の把握には至らないこともあるのではないか。

(委員長)

- ・逆の見方からすると、農家の皆さんや地権者の方が何を望んでいるかをよく調べる必要がある。これは当事者主権ということになるが、行政的に一律にこうだという話しかから、個々の方の生活の将来像とか、個別の土地を何に使うとか、そういうことによって環境回復のやり方・対応が変わってくる。住民の方が何を望んでいるのか、望んでいないことをやっても仕方がないので、大きい意味での環境の回復という問題と、住民の方の要望を、どのように市として除染のフォローアップに反映させるかということ、制度的に検討する必要があると思う。これは市長をお願いしたい。また住民の個別の要望とは別に、生活スタイルとか、どういう仕事をしているとか、どういう希望の優先度が高いかということに合わせて確認しておくことが大事。重要な指摘だと思います。

(狩俣支所長)

- ・単独でやれる範囲は限られているものの、他と協力していろいろなことをやっていく

ように考える。

(委員長)

・単独ではなく、林業・漁業、教育委員会、産業・企業・商店街との関係も出て来る。生活者の視点を合わせた環境回復のあり方という大きい問題に移っていくという指摘ですね。

(佐藤委員)

・除染後の廃棄物が置き去りにされているという市民からの苦情がある。今後どう対応するか。

(狩俣支所長)

・除染で出たことが確実なものについては、通報を受けた時点で速やかに処置している。ただ、不法投棄等については市の方と話し合いをしながら処置を決めていく。除染と一緒に処置できるような場合は、その中で処置することもある。

(委員長)

・市の廃棄物回収のルールと、環境省のルールをすり合わせる部分が必要。住民から相談があった時に、住民にとっては処置してもらわないと困るので、実際の処置は各機関が力を合わせないといけない。なるべく市と情報を共有して、除染の相談窓口でたらい回しにならないように、市の廃棄物の回収を担当する部門と、環境省の窓口がどのように一体感をもって対応するか打合せが必要ではないか。環境省の相談窓口が、これには市に行ってくださいと言ってはいけないのであって、環境省と市が一体となって誰がどうやるのが一番住民のためになるかというように対応できるチームのようなものができるとうい。

(狩俣支所長)

・住民から何か通報等があった時に、まずどこにあるかをお聞きしてとにかく行って見るということが大事。行って見るまではどういうものかよく分からないので、行って見る前にたらい回しはしないようにしている。

(委員長)

・市の方に入った場合も同じことなので、やはりチームが必要。

(佐藤委員)

・震災当時、住民の中で、市や国の除染を待ちきれずに自ら除染を行った方は、除去物を自分の敷地の中に置いていて、その後環境省が入って除染を実施した。その時環境省としては、個人で実施したものは個人で処分するという考え方だったので、住民とし

ては処分に困って市に連絡が来る。市は市で、除染に係わるものは個人がやろうが国がやろうが、国で一括してと考えていたため、行先が決まらず迷惑をかけたということがあった。それがまだ続いているようなところがある。

(委員長)

・解決策は？

(狩俣支所長)

・支所としては、建前は崩さずに、現実の対応として処理している。

(委員長)

・現実的に協力して処置するということですか。

(市長)

・それは、理想的であって、なかなかその通りにはなっていないのが現実。

本来、市民からすれば、一番良いのは窓口で相談した時に、窓口が市民が納得できる解決策を提案できること。

(委員長)

・除染後の廃棄物に放射性物質がある場合に、その処分の方法は環境省と市が一体として円滑に動くような仕組みを作ることが大事。住民の方に直接接するところになるので、そこを大事にする。このことを環境回復推進委員会で確認し、組織と組織の間で、きちんと処理できるような仕組みを作ることが課題となる。

(渡辺委員)

・農地除染も終わり、事後モニタリングでは 59%の低減率となっているが、農地の場合は、空間線量率というよりも、農地としてどうなったのかということが関心事である。現状においては耕作をしても基準値超は出ないだろうと思っている。しかしながら、今年の水稲作付け面積は小高区で約 21ha、全体の圃場から見ると 2%を下回る状態である。今後営農再開に向けて地域住民の皆さんと、担い手を含めて対応していきたい。

・20 ページの面的除染終了後の対応のところ、事後モニタリングを実施、現場の状況に応じて必要な対策を実施、その後もモニタリングを継続しますとあるが、この場合、ルール化して市民の皆さんに十分に分かってもらう必要があると思う。そうしないと要求した人は対応してもらえが、要求がない人はそのまま終わってしまうというような、格差が生じてしまう。

(委員長)

・注意しなければならないことは、環境回復ということになると、一般的なルールで全

部決められるというものではなくなくなってくる。当事者が何を望んでいるのかということを見ると、現実的には、その土地をどういう目的に使いたいかということと、予算的な優先度が関係してくるといえる。全部一律に決めてしまおうとかえってマイナスになるかもしれない。

(渡辺委員)

・最低限のルールが見えないと思い、最低限のルールの上に考える必要があると思った。国の姿勢が見えるようにしたい。

(委員長)

・事故前の状況になるまで除染をやらないといけない。子供が胸をはれる南相馬にするというのが環境回復推進委員会の責任なので、最後のハードルは高いところに置かないと本委員会の意味がなくなってしまう。そういう意味では局面によっては対応は変わってくる。本日、視察で見たところで起こっている問題に対応していくようなことを行って、それが時間と共に低いレベルのところまで来るようになるということが大事。

・ところが、あるところで線を引いてしまうとそれが本当に最優先かどうかの判断が難しくなってしまう。個々の住民の方の要望に合わせてやっていかないと何が最優先か判断が難しくなってしまうところがある。考え方の転換が必要かもしれない。

・除染の状況をいろいろと見てきたが、フォローアップ除染には、有効性がかなりあるところもあるがデリケートな問題もある。森林では、全面的に除染すれば費用が膨大になってしまうということで、基準というのは難しいという感じがする。

(塩沢委員)

・4 ページの棒グラフで、森林は除染されているが 18%しか減らないということになる。しかしこれは生活圏から 20m の範囲に限られた話で、普通に森林というと山の中をイメージするので、一般の人には誤解を与える。例えば隣接林とか周辺林とか別の用語を使った方がよいのではないか。

(委員長)

・モニタリングスポットではなく、我々が見落としているような汚染地点はないかというような、全体的な状況の変化を示した、空からスキャンしたデータというものはあるのでしょうか。そういうものが必要だと思う。

(万福委員)

・縮尺が大きいのが、航空機モニタリングのマップがある。

(委員長)

・できれば次回にでもその比較図を出してみてもどうか。

(塩沢委員)

・航空機モニタリングでは Bq/m² であらわしているのので、空間線量率に換算してあるとなおよい。

(千葉専門官)

・メッシュはこれ(資料5ページの空間線量率1m線量メッシュマップ)に比べるともっと粗い。

(委員長)

・環境負荷として全体でどうかというバイアスのない見方はどのタイミングかで必要だと思う。森林をどうするかという問題は必ず出てくるので、自然減も含めてどの程度で推移しているのかに絶えず気を配っていくことが必要。

(塩沢委員)

・航空機モニタリングは空から見ているので、この場合森林による遮蔽の影響がある。時間経過により樹木の上部にあった放射性物質が地面に移動することによって、空から見て減衰しているというところがあるので注意が必要。

(委員長)

・それでも空から見たデータというのはやはり知りたいので、そのデータの評価として、塩沢先生のような専門的な意見からこう見た方がよいというような議論にする。
・いろいろな見方がある。道路で見る、地面でメッシュで見る、空から見るというように住民はデータを求めると思う。塩沢先生の意見のように、樹木の葉などに覆われて遮蔽効果があり低く見えてしまうということは専門家の方で追加して評価すればよい。次回是非考えていきたい。

(千葉専門官)

・仮置場の環境回復については、一般論で言えば、中間貯蔵施設の進捗によるところであるが、輸送の計画、たとえばどういう仮置場から、どういう順番でどれだけ持っていくというのは環境省と市の間での話し合いの上で、進めることになるかと思う。

(委員長)

・個々の切り取った一部分だけではなく、南相馬からどのように除去物を減らしていくのか、除去物をどのように中間貯蔵施設に移していくのかという、全体の今の状況の情報を統合的に見る必要がある。

(万福委員)

・私は飯舘村にも勤務しており、その例を挙げると、仮置場からの搬出の順番をよく考

えておかないと営農の関係で問題が出て来る。仮置場の中を水路が通っているとき、仮置場の中の水路は誰が管理するのかという問題もある。

(委員長)

・今使えるデータがこんなものがある。このような計画があるが、この程度の進捗といわれている。これは確度が高く、ここまで計画でいけるとか、こことここにはこんな仮置場があって住民が借りていたほうが地代が入っていいという意見があるとか、といった全体的な住民の意向としての論点整理のようなものが必要ですね。

(万福委員)

・南相馬市の場合は重点的に仮置場を設置しているので、目鼻が立ちやすいが、飯館の場合では 86 箇所も仮置場があるので、順番をどうするかとなると非常に困惑する。

(委員長)

・南相馬市をモデルに廃棄物の処理について、建前ではなく、本音ベースでどんな現実可能性が当面考えられるのかということのをそろそろ整理する時期に移るべきではないか。
・仮置場に関する再契約等をする上でも、本音と現実でどういうことがベストなのかを考えておかないと、住民説明会などで説明した後になって、ああ言っていたじゃないかということになってしまう。環境回復委員会で進めたいことは、本音で、自分たちの知っている進捗状況では、これくらいの袋の数があって、こういう所が優先度が高くて、こういうものがあつたらいいというような論点の整理が必要。

(万福委員)

・環境省の中に、「仮置場の維持管理に関する委員会」というのがあって、有識者の方も出ておられるのでその情報をいただきたい。

(委員長)

・市の方では、仮置場に対する住民のニーズを把握していただきたい。この地区では 3 年後には絶対嫌ですとか、この地区はもう少し先までいいかもしれないとか、はっきりは言えないが、住民の要望がどの辺にありやというところを多少は掴む必要がある。

(市長)

・例示的に言えば、馬場地区は 3 年契約で終わるということを前提に仮置場を作った。それは圃場整備をするために 3 年以上置けないということで行った。ニュースでは仮置場を市内から市内に移すというような言い方で取り上げられたが、それは根本的に違う。そもそもそのような計画がある上で仮置場を受け入れてくれた馬場地区について、この先営農再開に向けて圃場整備をしていくので、契約はこれで終わり、再契約はないということにして、小高の皆さんには負荷をかけることになるけれども移動する作業をさせ

ていただいた。

(委員長)

・市民と市の約束だとか歴史的経緯だとかそういう論点整理もなしに、個々の場所で場当たりでやったらとんでもないことになってしまう。複雑な問題は複雑なりに全体像をとらえないと、簡単な絵にしてしまうとかえってこじれてしまう。その整理の作業を進めていきたい。

(佐藤課長)

・市としては、中間貯蔵施設の計画においては5か年計画の中を示されているものの、最終までの計画というのは示されていない状態だということで、最終までの計画を示していただいて、私どもの出す計画を練りたいというところがある。そこは難しいとは思いますがスケジュールを示していただきたい。

(委員長)

・環境省の方も、状況は動いており、いろいろな技術も開発されてきており、量的な問題も見えているところがある中で、事態は、国が全部思うようにできて住民がすんなり納得するという風にはなかなかならないということ。複雑な問題がある中で国の中でも建前でこうなっているところと本音でこう行きたいというところが出て来る。

・このような中で住民の方に一番いいことは、誰かが全体像を出してくれることではなしに、それぞれのところでの要望とか、できることを組み合わせで最適の答えを見つけていくという、これでやってみてダメだったら変えていかなくちやならないというようにそういうプロセスの考え方が必要だと思う。

(市長)

・先生のおっしゃる通りですが、最初に3年後に中間貯蔵施設供用開始、貯蔵開始後30年以内に県外最終処分という考え方が示され、その3年が5年になるかもしれないしながらもやってきた。国が除染の計画を作るようにと言った段階からすると、丸5年も過ぎたが、それでも仮置場は仮置場のままで、一応は除染が終わったという形でもそこから運び出せないという状況になっている。これについては環境大臣にも事務次官にも、あのスケジュールは間違いでしたとまず言ってほしいと、また、どういうスケジュール感にするかについては、3年30年という大枠を守るようなスケジュール感をもってやりますくらいのことを言ってほしいと申し上げた。

・住民は、仮置場の地権者の方は賃借料が入るといった状況があるが、隣接する人たちは、いつまでこういう状態にしておくのかということになるので、例えば10年の間に運び出し、その代り30年は短縮しますとか、そういうスケジュール感をどういう形であれ言ってほしい。そうしないと住民の気持ちも、国に協力したけれども、国は約束を守ってくれなかったという、落胆になってきてしまう。

(委員長)

- ・この件に関しては、今日の最後のところで環境省に要望を出すというところで議論したいと思う。
- ・この委員会では政治的な要望とは別に、みんなの英知を集めて、どういうのが一番前向きのいい答えになるかという、前向きのプランを作るという作業に注力する。知恵を絞って本音ベースでいいものを作っておくと個々の説明などで、見通しなどを示すことができるかもしれない。そういう意味でも資料を集めたりして、論点の整理をしておきたい。

6-2. 20km圏内の除染の状況確認について

- ・事務局 岩井係長より、資料2「除染特別地域における除染の状況確認について」に基づいて説明。

(塩沢委員)

- ・西部の地区はもともと沈着濃度が高く空間線量率が高い。除染による低減率は60%から70%あったが、依然として高いというのは想定される。フォローアップ除染で周辺林の事実上の表土剥ぎ取りによる方法を徹底しないとなかなか下がらない。
- ・農地について市全体では、見込みで44%の作付けになってよかった。
- ・小高地区も今後、もともと高齢化で担い手が少ない問題があったところに、震災に伴う事故により追い打ちという中で、担い手ともなる農業法人ができたというのは期待されるところで、担い手を大事にして育ててくれればいいなと感じる。
- ・省力化のために必要であれば圃場整備を入れるとかそういう工夫が必要。

(井上委員)

- ・今日見せていただいたところもそうだが、特に帰還される人で山林に囲まれているところは、以前は自由に歩き回って生活していたが、山林が除染されていないと限られた空間でという制約がでてくる。そのようなところに帰還される人たちに関しては、環境省の除染も柔軟に、ある程度要望も聞き入れて、決まりきった数値のバロメーターではなしに対応してもいいのではないか。
- ・汚染が高いところの農地で、除染で5cm剥いで新しい土を入れたが、例えば農耕を開始すれば15cm位で耕起することになる。そうするとその下にあったものが平均化されて、表面に現れてくるのではないか。

(狩俣支所長)

- ・5cm剥ぎ取り、5cm入れると、その後土壌改良剤を撒いて耕起する。2回耕起して混ざっている。その上で直後モニタリングを行っている。

(宮原委員)

- ・小高地区で水稻の作付けが 1.7%戻ってきたということをポジティブにとらえて、その戻った理由はなにか。一つは担い手がいたということだとは思いますが、モニタリングが 10%進んでいるというのは、モニタリングとの関係があるのか、低いことを確認したところが戻ってきているのか。
- ・担い手という観点からすると農業法人というのは一つの解決策になって来ると思うが、このような農業法人がさらに入ってきてやすくするにはどうしていったらよいか。

(渡辺委員)

- ・3 ページで小高区内数として、平成 29 年度は 21.3 ha 作付けを再開したが、担い手がいなければ作付け出来ない状況。
- ・当該地区では、11 箇所の圃場整備の予定が入っており、平成 22 年度で 1,230 ha あるが、この圃場がすべて作付けできる環境にはなっていないわけではない。
- ・個人の担い手で十数人、加えて 3 団体あるが、今後、紅梅夢ファームという法人も加えてすそ野が広がっている。認定農業者も震災後で減ってきたが、ここにきて回復基調にあるので、認定農業者の認定も含めながら担い手確保をして、制度的なものも活用しながら進めていく。

(宮原委員)

- ・モニタリングの進展や結果が支障になっているわけではないということですね。

(万福委員)

- ・営農再開に向けてということになると、環境省の手から若干はなれてくるという部分もあると思う。営農再開支援事業だとか基盤整備促進事業とかいろいろな事業メニューが各省庁にあるので、そういうものを有効活用していただいて、フォローアップ除染といってもすべてをやっていただけではない現実を踏まえて、市としての立ち位置として環境省に頼るのではなく、別の切り口も模索しながらやっていくのがよい。
- ・担い手の問題はこの地区に限ったことではなく、全国的な話であり、全国のモデルケースになるように、担い手を作って将来の農業を維持していく先駆者になりうるという心構えで進めていかなければならない。
- ・先ほど、5cm 剥ぎ取り、5cm 入れて、その後 15cm 耕起して混ざっているということだったが、最近の農機具の場合、実際は混ざっても 10cm 程度、いろいろなところでの調査では取り残しが出て来ている。5cm 削り取ったと言っても平均 5cm で 8cm のところもあれば 10cm のところもあるし、事実上 3cm しか取れてないところとか、数万ベクレルがサンドイッチ状になっているところもところどころ見受けられる。丁寧な代かきというか、水田であれば理想は水を入れて攪拌するというのが一番効くので、そのような方策を検討いただきたい。乾田のままの状態でも混ぜても混ぜても混ざりきれない。水を入れられるのであれば、水を入れて攪拌・代かきをするというのが一番低減に効く。

(田中委員)

・宅地周りの森林については、とってもとりきれないということは塩沢先生からもお話があったとおりで、いかにして遮蔽して空間線量率を下げるかということだと思う。

(渡辺委員)

・営農再開に向けて地域の農業者を巻き込んで営農再開を支援していく。20km 圏内の農業者の皆さんを集めて、いろいろな状況下、今後の営農に向けての課題を抽出しながら再開に向けての壁を、皆と一緒に考えていく会議を設けていく。

(市長)

・担い手の問題については、被災地といわれるところで市が直接担い手を育成する軸をやっているのは南相馬市だけだと思う。今年で3年になるが、先ほどの紅梅夢ファームを担っている人もそうだし、南相馬市の植物工場を担っている人も、また、小高区でしいたけ栽培をやってもらったり、いろいろな人が現場に入っているのは間違いない。

・代かきの問題については、南相馬市で25年産米で100ベクレル超えた案件で、原因究明できない間は、農家の皆さんがなかなか作付けに対する意欲が高まらなかった。そこで、農林水産省との話し合いで、作付け準備のための代かきに対する補助を出すという確約をとり、初めて作付けをするところには反当り35,000円の補助を出すようにした。作付け再開にあたってこういうこともやりながら進めている。

6-3. 環境回復に向けた要望及び提案について

・事務局岩井係長より、資料3「環境回復に向けた要望及び提案について」に基づいて説明。

(副市長)

・特に重要だと思う点、政府の取組みの余地を残しているところとして、除去土壌の再生利用のところで、低濃度の除去土壌についての部分と考えている。これについては、環境省だけではなく、公共工事等を担当している、国土交通省や農林水産省の協力を受けないとなかなかスムーズに進まないだろうと考えている。事務局からの事前の文書について、ここに関係省庁を横断的な検討推進体制を構築することという、具体的なアクションまで踏み込んで文章を作ってはどうかということを提案した。結果、文末で政府指導の下関係省庁が一体となって対応することが入っているが、①の取組みにおいてその検討推進体制を構築するという点を強調してはどうかと思う。

(委員長)

・道路だとか、堤防だとか所轄が違いますので、それを力を合わせてやっていかないと困る。是非入れたい。

・市の立場として、最初 3 年でとか何年とか言われた除去物の処理のペースだとかは、はっきり確認してやっていかないと、本当に住民が踏み込んで営農再開ができない。環境回復し生活再建してくると、年限が伸びれば伸びるほど担い手がいなくなるとかいう問題も出て来る。こういうことをきちんと全体として願います。

・全体的な政治的な国政レベルでどういう方針になるかとか、こちらが申し入れたからといってすぐ全部できるかどうかわからないところもあるので、力点の置き方を考慮することもあるが、それでも市としては市民の願いの全体図を入れていく。

・市民からの要望で、市が板挟みになっているのではなく、市民からの声を汲み上げるという機能を果たすということが一つのステップとして大事。市のできることは限られている面があるが、市としてはこういう要望を出して国に全力でやってもらおうとしているということを絶えず表明しておくということの意義は大きい。

・私のように東京から来ている者としては、②の高濃度の土壌についてもリサイクルしたものは東京でも使うとか、そういうことをはっきり言っていかなければならないし、再生利用の議論を東京ではこうだが、福島ではこうだというようにはならない方がいい。日本の国民全体で事故の負担を負うような議論をするべきだと思う。今の 8,000 ベクレルや 3,000 ベクレルの議論は福島以外では聞いたことがない。東京でこれを 8,000 ベクレルで利用するという議論は全然ない。

・東京であるとすれば、例えば埋め立て保管場に入れて管理するという。福島でも同じように道路に埋めて利用するだけでなく埋めた後の管理のことを考えなければならない。一般に放射性廃棄物であれば、そこへ埋めたらこう管理しますということをやらないと許されない。福島ではNHKの特集の放送もあったが、楡葉町で堤防に使用したところではそのチェックがされてないということもありよくないと思う。計画を立てたら放射性物質の管理として東京でやるのと同じように福島でも管理のことをきちんとやっていくことが必要。

・放射性廃棄物の管理とか再利用をやるにしても日本中全部同じような基準でやっていくということにして、ダブルスタンダードでの議論にはならないようにする。ただし福島の現実の中で住民がこうしたいというものがあつた場合には、それを優先的にできるようにする、というように考える。そのために関係省庁の力を合わせて、住民が環境回復や生活回復に向かって進めるようにすることが大事。

(井上委員)

・副市長の言われたことに賛成です。

・気になるのは 2 のところ、「1 ミリシーベルト以下を早期に達成し、さらに事故前の線量レベル・環境を取り戻す」が大事なことだと思うが、国の目標としては 1 ミリシーベルトを長期的に達成しますということ。これよりさらに事故前の線量にするように国はアクションを取ってほしいということか。

(委員長)

- ・これはロードマップの問題で長い時間スケールで事故前の環境を目指していくということ。
- ・ひとつの考え方として、ハードルは高いけれども住民の希望としてはそういうことはあるということ、市としてはつきり認識しているということ。
- ・実際に家族が戻らない事例があり、聞けば放射線に対する家族の考えに違いがある。しかしそこには希望もあるということで、最終的には事故前の環境を目指すということ。
- ・仮置場の除去物処分の具体的な出口については、本当にどのようなのがベストなのか、いまの時点でどの辺に来ているのか、中間貯蔵施設はどの辺まで来ているのか、論点を整理して、具体的な除去物に関しての検討をもう少し現実的なレベルで次へ入っていく。
- ・環境回復の次の焦点が除去物の処理の問題になっている。マスコミ関係もかなり注目している。市も、市民にとっていい道がどれなのか、現実論として何が一番いいか市民の要望とのすり合わせをお願いしたい。
- ・日本の全体にとっても大事であり、日本の国際評価にも関わることになる。日本の農産物水産物だけでなく、日本中の環境に対する考え方という、世界に貢献するようなものにならないといけない。
- ・環境回復推進委員会という名前からすると南相馬市がどういう道筋を見据えていくかが重要。

(宮原委員)

- ・森林の環境回復については、生活圏から 20mまでしかなされていないということで、こうした問題意識で省庁横断的に 28 年 3 月に森林・林業の再生に向けた総合的な取り組みという方針が示され、そこで里山については立ち入るところは除染をする、奥山については間伐をするというような方針が示された。にもかかわらず、それは実態的にはなされていないというような問題意識で書かれているという理解でよいか。

(委員長)

- ・そうだと思う。
- ・森林除染の場合コスト面だとか、公平性とかいろいろな問題があるが、専門家の委員会としてはウィッシュリストから一歩進んだ論点整理とか、エビデンスを集めて一番いい道がこうだということを市に提言していく作業が必要だと思う。これについてはワーキンググループのようなものが必要だと思う。

(塩沢委員)

- ・20mまでしか対象になっていないということの問題だけでなく、20mで十分という考えに問題があるのではないか。
「除染の対象とされておらず、それも十分でないことから、・・・」というような表現にしてはどうか。

(委員長)

・十分・不十分の議論は今の議論ではないと思うので、「20m までしか除染の対象となっておらず、・・・」とする。

(万福委員)

・中間貯蔵施設の整備が遅々として進まない現状・・・というのは、双葉町と大熊町のことを考えると、現状では同意もかなり進んでいるし、中間貯蔵施設の受け入れ分別施設も5か所で入札も終えて、工事も始まっているので、できれば、中間貯蔵施設の整備が開始されてはいるもののとか、なかなか仮置場から運ばれていない、というような表現にするのがよいのではないか。

(委員長)

・「中間貯蔵施設の整備が開始されてはいるものの、仮置場の解消に遅滞が見られる現状を踏まえ、住民の理解を得たうえで、安全性を確保しながら、除去土壌を再生利用を進めること」とする。

(佐藤課長)

・事務局側として、中間貯蔵施設の整備が進めば再生利用は考えなくてもよいという意見もあった。これを2本建てで推すのは矛盾があるのではないかということの施策側からの指摘だった。これを敢えて並行して進めることにおいては入り口である中間貯蔵施設を整備をしているが、それが進まないから再生利用をしなければならないというように捉えた経緯がある。

(委員長)

・現実の対応策の上では、中間貯蔵施設ができたならば、全部中間貯蔵施設へ持っていけばいいじゃないかという議論は、中間貯蔵施設を設置している双葉・大熊の住民のことを考えた場合には、その言い方で議論を組むには無理がある。やはり同じ福島県民として考えるべきもので、全部を中間貯蔵施設だけで処理するものではないということも考える。外へ出せばいいのだという考えは内向きのものになってしまう。被災者みんなが真剣に考えてベストな道を探していくという説得をした方が南相馬市の大局的な発展に役に立つと思う。

(佐藤課長)

・万福委員からのお話において、私の方で、語弊があるが白黒をはっきりさせた言い方をした。市長においては、もともとのスタンスとして、大熊・双葉だけに負担を掛けないようにということが大前提として今までの話がされてきており、まさに思いは委員長、委員の皆様と同じですので、この点を付け加えます。

(委員長)

・本委員会は、いろいろな意見があることを否定するのではなく、いろいろな意見があるけれども自体全体の解決に一番いいのはこういうことではないかという議論をしたいと思います。今の話に問題があるということではなく、全体としては違う見方もあるのでこのような表現でまとめたい。

(佐藤課長)

・ご指摘の内容で訂正します。

(委員長)

・本日の修正をした内容で31日に環境省へ行き、提出する。
・その後で、仮置場の解消に向けてのエビデンスを環境省にご協力いただく。
・市にお願いしたいのは、住民の皆さんの要望がどの辺にあるかを把握していただくこと。

7. その他

次回の日程について

(佐藤課長)

- ・第3回は11月16日(木)、第4回は2月7日(水)の予定。
- ・第3回の議題は、市が実施した除染の結果についてとする。

8. 閉会

会 議 録 の 確 定

平成 29 年 10 月 30 日

会議録署名人

高 原 要



佐 藤 亨 雄

